

# 議 事 録

令和7年3月10日

会議名	第21回伊賀市農業委員会総会								
開催場所	伊賀市役所本庁2階 202・203会議室						13:30 ～ : 15:30		
出席者	農業委員	坂本 森下 玉岡 門口 森田 高田 西田 大田 藤室 松永 川口(一)							
		中原 池町 福地 山本 稲森 西尾 橋本 喜多 西口							
	推進委員	吉岡	(計20名)						
	事務局	福山 林 小林 矢野 岡嶋 北田							
欠席者	福岡 田中 折戸 喜久永 川口(貞)								
議 事									
議長	予定の時刻になりましたので、只今から伊賀市農業委員会第21回総会を開催します。								
議長	それでは総会の成立報告を事務局に求めます。								
事務局	委員総数24名中、現在20名の委員に出席を頂いています。農業委員会等に関する法律第27条第3項(総会の成立要件)の規定にあります、「過半数の出席」を満たしておりますので、本総会が成立していることをご報告申し上げます。								
議長	次に、今回の総会日程は本日1日といたしたいと存じますが、これにご異議ございませんか。								
一同	異議なし。								
議長	次に議事録署名者の指名を行いたいと存じます。署名者は15番の福地委員、16番の山本委員にお願いします。本総会の会議は、農業委員会等に関する法律第32条の規定により公開することになっておりますので、ご承知おきください。								
議長	それでは、只今から議事に入ります。 報告第1号「農地法第18条第6項の規定による通知について」、 報告第2号「使用貸借契約の解約による通知について」は、いずれも報告案件ですので一括して報告いたします。事務局より議案の朗読と説明を求めます。								
事務局	報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知についてご説明します。 貸借の合意解約がなされ、報告件数11件、筆数は田23筆、畑1筆 面積は合計39,283㎡についての通知がありましたので報告いたします。 続きまして報告第2号 使用貸借契約の解約による通知についてご説明します。 無償の貸し借りである使用貸借の合意解約がなされ、報告件数8件、筆数は田21筆、畑1筆面積は合計20,479㎡についての通知がありましたので報告いたします。								
議長	説明が終わりました。ご発言はございませんか。								
議長	ご発言が無いようですので、報告第1号「農地法第18条第6項の規定による通知について」、報告第2号「使用貸借契約の解約による通知について」は、報告のとおりご承知おきください。								
議長	続きまして議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。議案第1号No.1～6について、事務局の説明を求めます。								
事務局	議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について説明します。 総会資料5ページをご覧ください。 No.1 申請内容は総会資料のとおりです。譲受人の耕作面積は3,349aで、No.2を含め取得後は3,410aとなります。譲受人は平成8年6月11日に設立された農地所有適格法人で、理事3名を含めた構成員5名が常時従事し、農機具はトラクター5台、田植機1台、コンバイン1台、乾燥機1台、収穫機1台、動力カルテ1台、ローラーリフト1台を所有されています。 水稻を作付け予定です。譲受人は予野地区を中心に大規模に経営している法人で、No.2の田とは一団の圃場であり当該地についても効率的に活用できると認められます。なお申請農地にかかる借受人はおりません。								

事務局	No.2 申請内容は総会資料のとおりです。譲受人の耕作面積は3,349aで、No.1を含め取得後は3,410aとなります。譲受人は平成8年6月11日に設立された農地所有適格法人で、理事3名を含めた構成員5名が常時従事し、農機具はトラクター5台、田植機1台、コンバイン1台、乾燥機1台、収穫機1台、動力カルテ1台、ローラーリフト1台を所有されています。 水稻を作付け予定です。譲受人は予野地区を中心に大規模に経営している法人で、No.1の田とは一団の圃場であり当該地についても効率的に活用できると認められます。なお申請農地にかかる借受人はおりません。
事務局	No.3 申請内容は総会資料のとおりです。譲受人の耕作面積は71aで、取得後は72aとなります。本人の農作業歴は20年で、本人と母および妻が常時従事しています。農機具はトラクターとコンバインを1台ずつ所有しています。野菜を作付け予定です。申請地は2筆ですが一枚の畑であり譲受人は隣の畑を所有管理していることから一体的に効率的な活用ができると認められます。なお申請農地にかかる借受人はおりません。
事務局	No.4 申請内容は総会資料のとおりです。譲受人の耕作面積は73aで、取得後は74aとなります。本人の農作業歴は60年で、本人と妻および子が常時従事しています。農機具はトラクターと耕運機を1台ずつ所有し、田植え機、コンバインは営農組合で共有利用しています。野菜を作付け予定です。譲受人は申請地の隣の畑を所有管理していることから一体的に効率的な活用ができると認められます。なお申請農地にかかる借受人はおりません。
事務局	No.5 申請内容は総会資料のとおりです。譲受人の耕作面積は65aで、取得後は76aとなります。本人の農作業歴は10年で、本人と妻および父が常時従事しています。農機具はトラクターと耕運機を所有し、田植え機、コンバインは営農組合で共有利用しています。野菜を作付け予定です。申請地は小さな畑の一団で、ばらばらになっている畑を譲受人が引き受け一括管理する目的であり、一体的に効率的な活用ができると認められます。なお申請農地にかかる借受人はおりません。
事務局	No.6 申請内容は総会資料のとおりです。譲受人の耕作面積は63aで、取得後は82aとなります。本人の農作業歴は2年で、本人および父と母が常時従事しています。農機具はトラクターと耕運機を所有し、田植え機、コンバインは営農組合で共有利用しています。野菜を作付け予定です。申請地は小さな畑の一団で、ばらばらになっている畑を譲受人が引き受け一括管理する目的であり、一体的に効率的な活用ができると認められます。なお申請農地にかかる借受人はおりません。
議長	只今の説明に関連して、花垣地区、河合地区の担当委員の方から、現地調査の結果及び補足説明をお願いします。
中原委員	2月28日に現地立会を行いました。No.1とNo.2について説明します。2月28日に現地立会を行いました。事務局の報告のとおりであり、特に問題はございません。
福地委員	No.3からNo.6について説明します。2月27日に現地立会を行いました。事務局の報告のとおりであり、特に問題はございません。
議長	説明が終わりました。これより質疑に入ります。ご意見ございませんか。
議長	ご意見が無いようですので、質疑を終結し、採決いたします。議案第1号No.1～6について、一括して採決することにご異議ございませんか。
一同	異議なし。
議長	議案第1号No.1～6について、原案のとおり許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。
一同	(挙手)
議長	全員賛成ですので、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」No.1～6については、原案のとおり許可することに決定しました。
議長	続きまして、議案第1号No.7～12について、事務局の説明を求めます。

事務局	No.7 申請内容は議案書のとおりです。譲受人の取得後の耕作面積は3aとなり、農作業歴は40年で、申請地の隣にある空き家を取得し転居された後に、常時従事する予定です。申請地では、キャベツなどの自家用野菜を栽培される計画で、農機具はトラクターや耕うん機などを甲野にある実家から借り受ける予定です。申請地は、購入予定の居宅に隣接していることから、取得後も効率的に耕作できると認められます。なお申請農地にかかる借受人はおりません。また、本日、柘植地区の農業委員さんは欠席されていますが、2月26日に関係者一同で現地立会を行い、問題がないとの意見をいただいています。
事務局	No.8 申請内容は議案書のとおりです。譲渡人は相続により農地を取得しましたが農地の管理ができず、これまで親族である譲受人が管理していたことから贈与することになったものです。譲受人の取得後の耕作面積は67aとなり、農作業歴は56年で常時従事されています。農機具はトラクター、田植機等を各1台所有されており、申請地では水稻を耕作される計画です。申請地は自宅から800m程度であることから、取得後も効率的に耕作できると認められます。なお申請農地にかかる借受人はおりません。
事務局	No.9 申請内容は議案書のとおりです。譲受人の耕作面積は無く、農用地が含まれていることから3月3日に新規営農面接審査を行いました。家庭菜園程度の農作業歴があり、申請地の近くにある空き家を譲渡人から3年前に取得し、これまで農地の管理を行うとともに地域の共同作業にも参加してきたことから、今回、申請に至ったものです。農機具は、耕うん機1台を所有され、申請地では野菜を耕作する計画で、新規営農面接審査の結果、新規営農者として認められたところです。また、申請地は居宅から徒歩4分以内にあることから、取得後も効率的に耕作できると認められます。なお申請農地にかかる借受人はおりません。
事務局	No.10 申請内容は議案書のとおりです。譲受人の住民票は広島県にありますが、現在、津市美杉町に借家があり、今後、申請地近くの宅地とともに申請地を取得した後に、母や妻などと常時従事する予定です。農作業歴は3年程度で、譲受人の取得後の耕作面積は4aとなります。申請地では、さつま芋やきく芋などの自家用野菜を栽培される計画で、農機具は耕うん機1台を今後購入する予定です。申請地は、購入予定の宅地の近隣にあることから、取得後も効率的に耕作できると認められます。なお申請農地にかかる借受人はおりません。
事務局	No.11 申請内容については総会資料のとおりです。譲受人の耕作面積が無く、営農計画書により、東高倉の農地でキャベツや白菜等を耕作し、自家消費することで新規就農者として認められたところです。取得後の耕作面積は3aとなります。譲受人は、後で上げます5条申請で畑と住宅を分筆する予定で、また農機具についても今後耕運機を購入予定で取得後も効率的に耕作できると認められます。周辺地域の農業に対して支障はありません。なお、申請農地にかかる借受人はおりません。
事務局	No.12 申請内容については総会資料のとおりです。譲受人の耕作面積は557aで取得後の耕作面積は586aとなります。農作業歴は本人が50年農業に従事しております。農機具は、田植え機1台・トラクター3台・コンバイン1台・乾燥機4台を所有され、取得後は水稻を耕作されます。申請地は、自宅から車で1分程度と近隣であり、周辺も多数耕作されていることから、取得後も効率的に耕作できると認められます。周辺地域の農業に対して支障はありません。なお、申請農地にかかる借受人はおりません。
議長	只今の説明に関連して、阿保・上津地区、新居地区の担当委員の方から、現地調査の結果及び補足説明をお願いします。
折戸委員	No.8からNo.10について説明します。2月25日に現地立会を行いました。別段問題はございませんので、よろしくをお願いします。
森田委員	No.11とNo.12について説明します。2月27日に現地立会を行いました。内容につきましては事務局の説明のとおりということでは何ら問題ないと思いますので、よろしくをお願いします。以上です。
議長	説明が終わりました。これより質疑に入ります。ご意見ございませんか。
議長	ご意見が無いようですので、質疑を終結し、採決いたします。 議案第1号No.7～12について、一括して採決することにご異議ございませんか。
一同	異議なし。

議長	議案第1号No.7～12について、原案のとおり許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。
一同	(挙手)
議長	全員賛成ですので、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」No.7～12については、原案のとおり許可することに決定しました。
議長	続きまして、議案第1号No.13～15について、事務局の説明を求めます。
事務局	No.13 申請内容については総会資料のとおりです。譲受人の耕作面積は102aで取得後の耕作面積は110aとなります。農作業歴は本人と妻が30年・子が20年農業に従事しております。農機具は、田植え機・トラクター・コンバインをそれぞれ1台所有され、取得後は水稻を耕作されます。自宅から車で10分程度と近隣であり、また申請地は割田で、隣地も以前から耕作されているため、取得後も効率的に耕作できると認められます。周辺地域の農業に対して支障はありません。なお、申請農地にかかる借受人はおりません。
事務局	No.14 申請内容については総会資料のとおりです。譲受人の耕作面積は15aで取得後の耕作面積は19aとなります。農作業歴は本人が40年農業に従事しております。農機具は、個人でトラクター所有・営農組合との共有で田植え機・コンバインを所有され、取得後は栗・柿・ブルーベリーを耕作されます。申請地は自宅から車で5分程度と近隣であり、また、以前から耕作されているため、取得後も効率的に耕作できると認められます。周辺地域の農業に対して支障はありません。なお、申請農地にかかる借受人はおりません。
事務局	No.15 申請内容については総会資料のとおりです。譲受人の耕作面積は564aで取得後の耕作面積は564aとなります。農作業歴は本人が39年・子が19年農業に従事しております。農機具は、トラクター・コンバイン・田植え機・耕運機をそれぞれ1台所有され、取得後はじゃがいも等野菜を耕作されます。申請地は、自宅から車で5分程度と近隣であり、周辺も多数耕作されていることから、取得後も効率的に耕作できると認められます。周辺地域の農業に対して支障はありません。なお、申請農地にかかる借受人はおりません。
議長	只今の説明に関連して、三田地区、友生地区、山田地区の担当委員の方から、現地調査の結果及び補足説明をお願いします。
森田委員	No.13です。2月27日に現地立会を行いました。先ほど事務局から説明があった通り、別に問題が無いと思われまます。以上です。
大田委員	2月27日に現地立会を行いました。説明は事務局の説明どおりで何ら問題はないと思います。ご審議よろしくをお願いします。
西尾委員	2月26日に現地立会を行いました。説明は事務局の説明どおりで何ら問題はないと思います。ご審議よろしくをお願いします。
議長	説明が終わりました。これより質疑に入ります。ご意見ございませんか。
議長	ご意見が無いようですので、質疑を終結し、採決いたします。 議案第1号No.13～15について、一括して採決することにご異議ございませんか。
一同	異議なし。
議長	議案第1号No.13～15について、原案のとおり許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。
一同	(挙手)
議長	賛成多数ですので、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」No.13～15については、原案のとおり許可することに決定しました。
議長	続きまして、議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とします。 議案第2号No.1～6について、事務局の説明を求めます。

事務局	<p>議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について説明します。      総会資料7ページをご覧ください。</p> <p>No.1 詳細は議案書のとおりです 申請地は、伊賀消防本部の西約650mほどの土地で、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域が定められている農地であるため第3種農地に該当します。施設の概要は、住宅3棟分の分譲地の造成で、区画内通路281㎡を除き一区画当たり約203㎡となります。住宅敷地内は整地をし、通路部分はアスファルト舗装を行います。各区画について、取水は前面道路から引き込み、汚水は各敷地内に合併浄化槽を設置し既設排水路に放流、雨水は新設側溝を敷設し、既設の側溝に接続放流します。資金計画については、資金証明書が提出されており、必要な資金が確保されていることを確認しています。隣接する土地所有者には申請内容を説明済で、周辺に農地はありません。用途区域が定められた旧市街化区域内の孤立した農地であることから、今回の転用はやむをえないものと考えられます。</p>
事務局	<p>No.2 詳細は議案書のとおりです 申請地は、伊賀消防本部の西約100mほどの土地で、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域が定められている農地であるため第3種農地に該当します。施設の概要は、譲受人の所有するアパートの駐車場で、すでに転用済みであったため始末書が提出されています。土地造成は砂利敷きにより整地済みで、取水、汚水はなく、雨水は自然浸透および既設水路に放流します。資金計画については、資金証明書が提出されており、必要な資金が確保されていることを確認しています。隣接する土地所有者には申請内容を説明済で、周辺に農地はありません。用途区域が定められた旧市街化区域内の孤立した農地であることから、今回の転用はやむをえないものと考えられます。</p>
事務局	<p>No.3 詳細は議案書のとおりです 申請地は、名阪国道大内インターチェンジの西約250mに位置する土地で、周囲の状況から第2種農地に該当します。施設の概要は、主に砂利採取業を営む譲受人が砂利や砕石などの資材置場として利用する計画です。土地造成は道路高まで盛土をします。取水汚水はなく、雨水については自然浸透および既設水路に放流します。既設水路はすべて私有地にありますが周囲に支障のないように盛土に合わせて敷設をします。資金計画については、資金証明書が提出されており、必要な資金が確保されていることを確認しています。隣接する土地所有者には申請内容を説明済で、周辺農地に支障はありません。申請地の隣が譲受人である〇〇の資材置場および駐車場としてすで利用中であり、一体利用できる利便性を鑑みて代替地もなく、転用もやむをえないものと考えられます。</p>
事務局	<p>No.4 詳細は議案書のとおりです 申請地は、伊賀市役所阿山支所の南東約500mに位置する土地で、周囲の状況から第2種農地に該当します。施設の概要は、居宅の建築ですが、申請地の内208㎡についてはすでに譲受人の実家が建っていたため始末書が提出されています。残りの田の内497㎡について居宅を新築し、35㎡は駐車場にする計画です。新築居宅の建築面積は152.37㎡で許可基準である建蔽率22%以上を満たしています。土地造成は道路高まで盛土をし、境界にL型擁壁を設置して土砂の流出を防止します。取水は前面道路から引き込み、汚水は敷地内で集水し公共下水道に接続放流します。雨水は既設水路に放流します。資金計画については、資金証明書が提出されており、必要な資金が確保されていることを確認しています。隣接する土地所有者には申請内容を説明済で、周辺農地に支障はありません。自身の実家の隣の土地であり、現在の居宅が手狭なことや老朽化していることから、転用もやむをえないものと考えられます。</p>
事務局	<p>No.5 詳細は議案書のとおりです 申請地は、丸柱地区市民センターの南東150mほどに位置する土地で、周囲の状況から第2種農地に該当します。施設の概要は、自身の経営する会社である〇〇さんの事業用駐車場で、法人との間で賃貸契約が交わされています。〇〇株式会社は、昭和38年に設立された、陶磁器の製造販売等を行う法人で近隣に事業所を構えております。取水はなく、排水は雨水のみで自然浸透及び既設水路を使用します。資金計画については、資金証明書が提出されており、必要な資金が確保されていることを確認しています。隣接する土地所有者には申請内容を説明済で、以前から不足気味で近隣に迷惑が掛かっていたものを解消する内容であり、今回の転用はやむをえないものと考えられます。</p>

事務局	No.6 申請内容は議案書のとおりです。申請地は伊賀神戸駅から北へ1km程に位置し、周囲を河川と宅地、山林、雑種地で囲まれた10ha未満の小規模な農地の一団にある基盤整備されていない農地であることから第2種農地と判断します。申請地は、譲渡人が農地として管理していくことが困難なことから、近隣で運送事業を営んでいる譲受人に相談したところ、事業用の駐車場として利用することになったものであり、今回の転用はやむを得ないと判断します。工事計画は許可日から令和7年8月31日までの計画で、土地造成は20～30cm程度の盛土の上、10cm程度の碎石を敷き転圧を行います。取水はなく、排水は雨水のみで、自然浸透の計画です。隣接する土地所有者には申請内容を説明済みであり、周辺の農地に対して支障はありません。
議長	只今の説明に関連して、上野地区、花之木地区、河合・丸柱地区、神戸地区の担当委員の方から、現地調査の結果及び補足説明をお願いします。
玉岡委員	No.1とNo.3について説明します。2月26日に現地立会を行いました。内容につきましては事務局の説明のとおりということで何ら問題ないと思いますので、よろしくお願いします。以上です。
門口委員	2月27日に現地立会を行いました。別段問題はございませんので、よろしくお願いします。
福地委員	No.4河合とNo.5丸柱について説明します。2月27日に現地立会を行いました。内容につきましては事務局の説明のとおりということで何ら問題ないと思いますので、よろしくお願いします。以上です。
議長	説明が終わりました。これより質疑に入ります。ご意見ございませんか。
議長	ご意見が無いようですので、質疑を終結し、採決いたします。議案第2号No.1～6について、一括して採決することにご異議ございませんか。
一同	異議なし。
議長	議案第2号No.1～6について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。
一同	(挙手)
議長	全員賛成ですので、議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」No.1～6については、原案のとおり許可相当とすることに決定しました。
議長	続きまして、議案第2号No.7～12について、事務局の説明を求めます。
事務局	No.7 申請内容は議案書のとおりです。申請地は伊賀消防署南分署から北西へ200mほどで、周囲を国道と宅地、雑種地等で囲まれた10ha未満の小規模な農地の一団にある基盤整備されていない農地であることから第2種農地と判断します。申請地は、譲受人が譲渡人に太陽光発電施設として利用したいと申し出たところ了承したものであることから申請に至ったものです。工事計画は許可日から5ヶ月間の計画で、土地造成は整地のみ、取水はなく排水は雨水のみで、自然浸透の計画です。太陽光パネルを160枚設置し、フィット法によらない太陽光発電設になっております。隣接する土地所有者には申請内容を説明済みであり、周辺の農地に対して支障はありません。
事務局	No.8 申請内容については総会資料のとおりです。申請地は、伊賀市立上野北小学校から東へ約300mに位置し、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域が定められていることから第3種農地と判断します。申請地は宅地に囲まれており、また市街化の傾向が著しい区域内にあることから、今回の転用はやむをえないものと考えられます。工事計画は許可日より令和7年9月末日までの計画です。建築面積は115.10㎡であり、必要基準となる建蔽率22%を超えており問題ありません。土地造成は、周囲にコンクリートブロックを設置し土砂及び雨水の流出を防止します。取水は公共上水道を利用、汚水・雑排水は公共下水道へ放流、雨水は南側の道路側溝へ放流する計画です。隣接する土地所有者には申請内容を説明済みであり、周辺の農地に対して支障はありません。

事務局	No.9～11は譲受人が同一で申請地が近隣ですので併せて説明させていただきます。申請内容については総会資料のとおりです。申請地は伊賀市立上野北小学校から北へ約700mに位置し、周囲の状況から第2種農地と判断します。申請地は進入路が2m未満と狭く、東を山林、西を7～8mほどの高い法面、南を池、北を宅地で囲まれており、鹿や猪の鳥獣害が酷い基盤整備されていない狭小な農地のため、今回の転用はやむをえないものと考えられます。工事計画は許可日から令和7年7月末日までの計画です。土地造成は整地のみで、取水・汚水・雑排水はなく排水は雨水のみで自然浸透する計画です。太陽光パネルを合計で538枚設置、隣接する土地所有者には申請内容を説明済みであり、周辺の農地に対して支障はありません。
事務局	No.12 申請内容については総会資料のとおりです。申請地は上野自動車学校から西へ約500mに位置し、周囲の状況から第2種農地と判断します。申請地は山林と雑種地で囲まれた基盤整備されていない不整形で生産性の低い農地であることから、今回の転用はやむをえないものと考えられます。工事計画は許可日から令和7年7月31日までの計画です。土地造成は整地のみで、取水・汚水・雑排水はなく排水は雨水のみで自然浸透する計画です。太陽光パネルを168枚設置、隣接する土地所有者には申請内容を説明済みであり、周辺の農地に対して支障はありません。
議長	只今の説明に関連して、阿保地区、新居地区の担当委員の方から、現地調査の結果及び補足説明をお願いします。
折戸委員	7番です。2月25日に現地立会を行いました。詳細は事務局の方の説明のとおりです。特に問題はありません。よろしくお願いします。
森田委員	No.8からNo.12について説明します。2月27日に現地立会を行いました。内容につきましては事務局の説明のとおりで何ら問題ないと思いますので、よろしくお願いします。
議長	説明が終わりました。これより質疑に入ります。ご意見ございませんか。
議長	ご意見が無いようですので、質疑を終結し、採決いたします。議案第2号No.7～12について、一括して採決することにご異議ございませんか。
一同	異議なし。
議長	議案第2号No.7～12について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。
一同	(挙手)
議長	全員賛成ですので、議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」No.7～12については、原案のとおり許可相当とすることに決定しました。
議長	続きまして、議案第2号No.13～17について、事務局の説明を求めます。
事務局	No.13 申請内容については総会資料のとおりです。申請地はJR伊賀上野駅から北西へ約230mに位置し、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域が定められている農地であることから第3種農地と判断します。申請地は周囲を宅地や雑種地で囲まれた基盤整備されていない不整形で生産性の低い農地であることから、今回の転用はやむをえないものと考えられます。工事計画は許可日から令和7年6月末日までの計画です。土地造成は整地のみで、取水・汚水・雑排水はなく排水は雨水のみで自然浸透する計画です。太陽光パネルを158枚設置、隣接する土地所有者には申請内容を説明済みであり、周辺の農地に対して支障はありません。
事務局	No.14 申請内容については総会資料のとおりです。申請地は上野自動車学校から北へ約500mに位置し、周囲の状況から第2種農地と判断します。申請地は傾斜地で法面も高く、進入路も2m未満と狭く、周囲を山林や宅地で囲まれており、鹿や猪の鳥獣害も酷く不整形な農地であることから、今回の転用はやむをえないものと考えられます。工事計画は許可日から令和7年8月31日までの計画です。土地造成は整地のみで、取水・汚水・雑排水はなく排水は雨水のみで自然浸透する計画です。太陽光パネルを150枚設置、隣接する土地所有者には申請内容を説明済みであり、周辺の農地に対して支障はありません。

事務局	No.15 申請内容については総会資料のとおりです。申請地は諏訪地区市民センターから北東へ約250mほどにあり、周囲の状況から第2種農地と判断します。申請地は、進入路が狭く、5mほどの高い法面や宅地に囲まれた基盤整備されていない不整形で生産性の低い農地であることから、今回の転用はやむをえないものと考えられます。また昭和48年から進入路として使用していることから、顛末書を添付させての申請です。今後は、南側にある建物と一体で農業用倉庫として利用していく予定です。取水・汚水・雑排水は無く、排水は雨水のみで側溝を新設し放流する計画です。隣接する土地所有者には申請内容を説明済みであり、周辺の農地に対して支障はありません。
事務局	No.16、詳細は議案書のとおりです。申請地は、伊賀市立中瀬小学校から北東に約400mに位置する寺田地区集落と高畑地区集落が接する「集落内」の土地で、服部川に隣接し、名阪国道からも約100mの「第2種農地」に該当します。施設の概要は、土木建築業などを営む譲受人が、事業で使用する建設資材及び建設機械の置場として使用する計画です。譲受人は親族で土木建築業を営んでおり、資材や重機を当地に保管します。また、当地には譲渡人の親が使用していた農業用倉庫がありますが、譲受人が塗装や補修を行い、盗難や雨に濡れることを避けたい資材を収納し、施錠管理することです。土地造成については整地を行うのみで、土留めなどで近隣への土砂流出を予防します。取水、汚水排水はなく、雨水については、自然浸透および北側道路側溝へ放流します。資金計画については、資金証明書が提出されており、必要な資金が確保されていることを確認しています。隣接する土地所有者には申請内容を説明済みで、周辺農地に支障はありません。東西に長い三角形の農地で、農地には遊休農地と思しき南側農地としか接しておらず、道路沿いの太陽光発電施設、地区ごみ集積場に接する農地であることから、本申請については特に問題なく、農地転用もやむを得ないものと考えられます。
事務局	No.17、詳細は議案書のとおりです。申請地は、伊賀市役所本庁舎から北東に約1,600mに位置する土地で、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域が定められている農地であるため、第3種農地に該当します。施設の概要は製薬工場1棟と駐車場83台を建設しようとするものです。譲受人の〇〇株式会社は、大正8年10月に旧上野市車坂町に「〇〇株式会社」として設立され、医薬品、医薬部外品及び清涼飲料水等の製造販売を事業内容としている会社です。現在、市内に2つの製薬工場を所有していますが、今後事業の拡大を計画しており、現在稼働中の緑が丘工場から約200mと近隣に位置する当該地に、新たに製薬工場を建設しようとするものです。工事造成については整地のみ、周囲をコンクリートブロックで囲い、土砂及び雨水の流出を防止します。取水は申請地北側の上水道から引き込み、雨水は敷地内に側溝を新設して、申請地東側の既設排水路へ放流します。生活排水は申請地南側に設置の浄化槽を介して、工場排水は同じく申請地南側に設置の専用の排水処理槽を介して申請地東側にある既設排水路へ放流します。資金計画については、残高証明書が提出されており、必要な資金が確保されていることを確認しています。事業計画については、隣接土地所有者に説明を行って了承を得ておりますし、万一周辺等へ被害を及ぼした場合は、申請法人が責任を持って解決することとなっております。以上のことから、本申請については特に問題なく、農地転用もやむを得ないものと考えられます。
議長	只今の説明に関連して、三田・諏訪地区、中瀬地区の担当委員の方から、現地調査の結果及び補足説明をお願いします。
森田委員	No.13からNo.15について説明します。2月27日に現地立会を行いました。内容につきましては事務局の説明のとおりで何ら問題ないと思いますので、よろしくお願いします。
西田委員	No.16とNo.17について説明します。2月28日に現地立会を行いました。事務局の説明のとおりで何ら問題ないと思います。
議長	説明が終わりました。これより質疑に入ります。ご意見ございませんか。
議長	ご意見が無いようですので、質疑を終結し、採決いたします。議案第2号No.13～17について、一括して採決することにご異議ございませんか。
一同	異議なし。
議長	議案第2号No.13～17について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。
一同	(挙手)

議 長	全員賛成ですので、議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」No.13～17については、原案のとおり許可相当とすることに決定しました。
議 長	続きまして、議案第3号「非農地証明下付願について」を議題とします。議案第3号No.1～2について、事務局は説明してください。
事務局	議案書9ページをご覧ください。議案第3号非農地証明下付願についてご説明します。 No.1 詳細は議案書のとおりです。申請地は上津地区市民センターから西へ600m程に位置し、集落内に介在する基盤整備されていない狭小な農地であることから第2種農地と判断します。当該農地は、昭和56年に植林され、申請には木の幹がおおむね直径30cm程度の写真が添付されています。また、現地調査でも山林化していることを確認し、農地に戻すことは困難であるため、非農地として問題はないと判断します。
事務局	No.2 申請内容については総会資料のとおりです。場所は、モリマープレミックス株式会社から北東へ約1kmに位置する土地で、周辺は小規模な農地集団であることから、第2種農地と判断します。当該農地は、現地立会より昭和55年に植林し山林として利用したことを確認しており、当該地を農地に戻すことは困難で、非農地として問題はないと判断します。
議 長	只今の説明に関連して、上津地区、阿波地区の担当委員の方から、現地調査の結果及び補足説明をお願いします。
折戸委員	2月25日に現地立会を行いました。内容につきましては事務局の説明のとおりで何ら問題ないと思いますので、よろしくをお願いします。
橋本委員	2月25日に現地立会を行いました。事務局の説明のとおりで何ら問題ありません。
議 長	説明が終わりました。これより質疑に入ります。ご意見ございませんか。
議 長	ご意見が無いようですので、質疑を終結し、採決いたします。第3号No.1～2について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。
一 同	(挙手)
議 長	全員賛成ですので、議案第3号「非農地証明下付願について」No.1～2は、原案のとおり下付することに決定しました。
議 長	続きまして、議案第4号「農用地利用集積計画について」を議題とします。事務局の説明を求めます。
事務局	総会資料10ページをご覧ください。議案第4号 農用地利用集積計画についてご説明します。農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定により伊賀市長より農用地利用集積計画の決定を求められております。新規設定72件、再設定24件で、田237筆、畑29筆。計画面積は合計339,125㎡です。 新設法人であったため、去る3月3日に面談を行い、適格法人として承認されました。借り受け人は、令和6年10月23日に農産物の生産および仕入れ・加工・販売を主に行う法人として設立され、役員4名のうち3名が常時従事されます。所有機械はトラクターと草刈機で今後必要に応じ購入予定です。申請地においては、玉ねぎや空(くう)心(しん)菜(さい)、大根を作付け予定です。法人の名前にもなっている「○○」の整備活用で出た木材や竹材を資材として自然農法を行い、またエネルギー資材としても活用していく計画です。また、体験農業を行ったり、収穫物については花之木マルシェと連携し直 利用権説明 整理番号 248 所有権の移転を受けるものは予野の農事組合法人○○ 代表理事○○さん、所有権を移転するものは松阪市の公益財団法人 三重県農林水産支援センター 代表理事村上亘さん、所有権を移転する土地は予野地内の田2筆、面積は合計3,642㎡です。農地売買等事業により引き渡しを行う日は令和7年3月27日を予定しています。 整理番号 249 所有権の移転を受けるものは羽根の○○さん、所有権を移転するものは松阪市の公益財団法人 三重県農林水産支援センター 代表理事 村上亘さん、所有権を移転する土地は羽根地内の田2筆、面積は合計393㎡です。農地売買等事業により引き渡しを行う日は令和7年3月27日を予定しています。

事務局	以上の農地利用集積計画の内容は伊賀市の基本構想に適合しており、利用権の設定を受けた後において備えるべき要件である、耕作すべき農用地のすべてについて耕作を行うと認められ、また耕作に必要な農作業についても常時従事すると認められます。いずれの対象農地も効率的に利用することが認められ、対象農地の関係権利者全ての同意が得られており、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしております。以上が農地利用集積計画の説明となります。
議長	説明が終わりました。これより質疑に入ります。ご意見ございませんか。
議長	ご意見が無いようですので、質疑を終結し、採決いたします。議案第6号について、計画案のとおり意見の決定をすることに賛成の方は、挙手をお願いします。
一同	(挙手)
議長	全員賛成ですので、議案第4号「農用地利用集積計画について」は、計画案のとおり意見の決定をすることとします。
議長	以上で、本日の議案の審議及び報告事項はすべて終了いたしました。
議長	続きまして、事務局から事務連絡はありますか。
事務局	「令和7年度からの農業委員、農地利用最適化推進委員の報酬」、「市職員の人事異動」について説明
議長	説明が終わりました。何か質問等ございませんか。
議長	質問等ございませんか。無いようですので「その他」の項を終了します。
議長	続きまして、事務局から事務連絡はありますか。
議長	次回の総会は、令和7年4月10日(木)午後1時30分から、伊賀市役所5階501会議室で開催いたします。以上をもちまして、伊賀市農業委員会第21回総会を閉会いたします。

会長は議事録を作成し、議事録署名者とともに署名する。

令和 年 月 日

会長

坂本 榮二

Ⓜ

議事録署名者

福地 和幸

Ⓜ

議事録署名者

山本 好啓

Ⓜ